

資料

ドイツ取引所アンケート委員会(1892-93年)

松野尾 裕

I 序——ライヒス・アンケートについて

II 取引所アンケート委員会の活動

〔1〕 会議の経過

〔2〕 質問表

〔3〕 報告書および添付文書

III 取引所アンケート委員会の決議

I 序——ライヒス・アンケートについて

アンケート (Enquete) とは、ある特定の経済的・社会的事実領域について、主に書面による質問、専門家や証人に対する口頭尋問、実地検証結果の入手等の手続きによって調査を行なうことである。第二帝制期のドイツでは幾つかのアンケート委員会が連邦参議院の決定にもとづいて帝国宰相によって設置されている。それらはいずれも経済的・社会的領域において特定の事柄に対して高揚している大衆の不平や不安を緊急に解消するために当該問題の実態を把握し、その原因を究明して行政的・立法的措置の方策を提言することを目的とするものであった。したがって、委員会の作業は宰相の諮問を受けた後、一定の期間に集中して諮問事項に限定された諸事実に関する資料を収集し、それにもとづく審議を行ない、報告書を作成し提出するという形態をとり、作業の終了とともに解散するという一回限りの性格のものである。

統計とアンケートとはその目的も方法も異なっているが、互いに補い合うものでもある。すなわち、特定の事実領域について、統計は包括的なかつ数量的な手法による把握を通じて総体的な像を提供するのに対して、アンケートは個別的なかつ数量に限定されない手法による把握を通じて差異性を多分に含む像を

示すものである。アンケートの作業において諸統計の収集は重要な手続きのひとつである。それは、アンケートの有効な実施を容易にするものであるとともに、アンケート作業の中心となる専門家・証人に対する尋問を通じた実態理解にともないがちな主観的偏向を防ぎ、可能な限り総合的な判断形成に役立つ。アンケートは特定の問題領域に深く立ち入り、そこにおける諸々の因果関係を究明することに適した調査手法であると言える。

ドイツにおいてアンケートが実施された早期の例としては1848年にザクセンで行なわれた営業・労働者状態に関するアンケートがあるが、帝国建設による経済的・社会的諸立法の統一の要請が現実化するまではアンケートの実施はまれであった。1870年代のライヒス・アンケートは行政的配慮がきわめて優先したもので、利害関心を有する諸クライスの諸意見はほとんど無視されるも同然であった。最初のライヒス・アンケートは1872年に実施された各邦鉄道賃率格差に関するもので、政府、農業、商工業から各5名ずつ選任された委員によって委員会は構成されたが、広範な専門家からの詳しい実態聴取は行なわれないうちにその作業を終了させた。続いて1873年と75年に婦人・年少者の労働状態に関するアンケートおよび工業・手工業における労働者・徒弟の状態に関するアンケートがそれぞれ実施された。これも短かい議事

録が提出されたにすぎず、さわめて不十分なものであった。1875年には鉄道賃率に関する2回目のアンケートが行なわれ、この時には鉄道、農業および商工業の各代表者に対する尋問が取り入れられた。「創立熱狂」の時代(1871~73年)を経て、経済・社会政策上の緊張が表面化してくる中で、1877年に帝国議会は工業および農業における生産・販売状態に関する広範なアンケートの実施を要求し、政府は翌年、鉄工業、織布工業、タバコに関するアンケートを行なった。80年代には83/84年の砂糖工業に関するアンケートが行なわれただけである。90年代から第1次世界大戦までの間には4つのアンケートが実施された。すなわち、1892/93年の取引所アンケート(die Börsenenquete), 1903/06年のカルテルアンケート(die Kartellenquete), 1908/09年の銀行アンケート(die Bankenquete), そして1912/13年の家畜・食肉取引の状態に関するアンケート(die Enquete über die Zustände im Vieh-und Fleischhandel)である。これらのアンケートでは、初期のものとは異なり、「質問表(Fragebogen)」にもとづく専門家に対するかなり徹底した尋問が行なわれ、委員会の規模も相当に大きなものとなっている。

第1次世界大戦後には、まず社会化委員会がアンケートの実施を試みたが、流動的な社会情勢の中で結局中止された。続いて、ライヒス経済評議会がアンケート的な調査にとりかかり、1924年に皮革産業に関する調査を行ない、さらに繊維産業の価格状況に関する調査、マッチ工業に関する調査、農業に関する調査等が実施された。そして1926年に、周知の、ライヒス経済アンケート(die Reichswirtschaftsenquete)が行なわれることになる。「アンケート委員会」と通称されるこの経済アンケート委員会は、戦後ドイツ経済の復興の指針を用意するための緊急実態調査を目的としたもので、①一般経済構造、②農業、

③産業(工業、商業および交通)、④労働給付能力、⑤貨幣・信用・金融制度についてそれぞれ調査を行なう小委員会が設置され、相当包括的なアンケートとなった¹⁾。

さて、取引所アンケートの実施の直接的なきっかけは、1891年秋に連鎖的に多発した銀行業者の破産であった。これは取引所取引の欠陥とその濫用によってもたらされたものであるという認識にもとづいて帝国議会はその実態調査と適切な立法措置をとることを要求した。これを受けて政府は92年2月に取引所アンケート委員会(Börsen-Enquete-Kommission)を招集した。31名の委員が参加した同委員会は、総数115名の専門家に対する尋問およびその他の手続きによって収集した歴大な発言記録と諸資料にもとづいて審議をかさね、翌93年11月に審議を終了させて帝国宰相に報告書を提出した。全作業に1年8ヶ月の期間をかけたことになる。尋問対象となった専門家の数を利害関係別にみると、証券取引業者(銀行業者)39名、穀物商16名、農業者10名、製粉業者10名、コーヒー商9名、砂糖業者7名、酒精業者6名、繊維業者5名、学界および司法界8名、新聞界5名である。

これらの尋問について詳細にまとめられている速記録(Stenographische Berichte)は、利害関係者等の最も率直な意見表明として、統計集(Statistische Anlagen)の諸数値とともに、19世紀末ドイツ資本主義において取引所改革問題が孕む経済史的・思想史的意味を究明するうえで利用し得る最も基礎的な資料である。本稿は、これらの基礎資料の分析を行なうための準備作業として、全93回の会議の各内容の概要を示すとともに、尋問での発言者名および尋問速記録における当該発言

1) 以上ドイツのアンケートについては、Friedrich Zahn, Wirtschaftsenquete, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., Ergänzungsband, hrsg. v. Ludwig Elster und Adolf Weber, Jena 1929, S.1084-98.

掲載頁数を一覧にし、尋問の基礎となった「質問表」を付して、速記録の利用の容易化をはかった。これらに加え、委員会が提出した報告書および添付文書のタイトル一覧を掲げたほか、委員会報告書の骨子を示している「委員会決議」の拙訳を収めた。これによって、取引所アンケート委員会の活動および報告書等についてのおおよその輪郭をつかみ得るであろう²⁾。

II 取引所アンケート委員会の活動

〔1〕 会議の経過

第1回会議 1892年4月6日

開会の辞。Dr. von Boetticher (Staatssekretär des Innern, Vizepräsidenten des Staatsministeriums, Staatsminister)

質問表の本文の検討。

取引所アンケート委員会議事規則。

質問表の第一草案。

決定された質問表の本文 ([2]を参照)。

第2回会議 1892年4月7日

尋問されるべき専門家の選定。

ドイツ農業評議会 Deutsche Landwirtschaftsrath の取引所の欠陥およびその除去に関する1892年3月29日の請願についての通知。

尋問されるべき専門家のリスト。

第3回会議 1892年5月9日

Dr. Wiener の委員会への参加。

専門家リストの完成 (第2表を参照)。

専門家尋問。速記録1~59頁。

Kopetzky (Berlin)/Benary (Berlin)/Abel (Stettin)……質問1に関して。

第4回会議 1892年5月10日

専門家尋問。速記録61~141頁。

Benary (Berlin)/Kopetzky (Berlin)/Abel (Stettin)……質問1~7に関して。

第5回会議 1892年5月12日

被害者を専門家として尋問に招くべきか否か、あるいはその仕方についての討議。

委員会は証券および商品取引所について各々別個に開催されるべきであるという Schmoller 教授の提案の否決。

専門家尋問。速記録143~208頁。

Kopetzky (Berlin)/Benary (Berlin)/Abel (Stettin)/Arnhold (Dresden)……質問8~13に関して。

第6回会議 1892年5月13日

専門家尋問。速記録209~281頁。

Kopetzky (Berlin)/Benary (Berlin)/Arnhold (Dresden)/Wolde (Bremen)/Leonhard (Berlin)……質問14~19に関して。

第7回会議 1892年5月14日

速記録の訂正についての決議。

専門家尋問。速記録283~357頁。

Kopetzky (Berlin)/Benary (Berlin)/Wolde (Bremen)/Arnhold (Dresden)/Heimann (Breslau)……質問20~23に関して。Wolde には質問1に関しても。

第8回会議 1892年5月16日

専門家尋問。速記録359~426頁。

Russell (Berlin)/Keyßner (Berlin)/Winterfeld (Berlin)/Alexander (Berlin)/Samuel (Berlin)/Arnhold (Dresden)/Abel (Stettin)/Heimann (Breslau)……質問1~3に関して。

2) わたくしは、取引所アンケート委員会の報告書等に依拠して書かれたマックス・ヴェーバー (Max Weber) の「取引所」論 (1894~97年執筆) について、その内容の紹介および検討を試みた。松野尾裕「一九世紀末取引所改革問題とマックス・ヴェーバーの政策思想」住谷一彦・田村信一・小林純編『ドイツ国民経済の史的研究』(御茶の水書房, 1985年)所収。19世紀末から20世紀初頭の時期のドイツでは「取引所」問題をめぐって幾つもの著作が公刊されているが、それらの記述の多くはこの報告書等にもとづくものであり、したがって、それらを理解する前提としても第1次文献への立ち入った検討が必要なのである。

第9回会議 1892年5月17日

取引および交互計算の諸条件に関する資料の収集についての決議。

専門家尋問。速記録427~490頁。

Russell (Berlin)/Winterfeld (Berlin)
/Keyßner (Berlin)/Alexander
(Berlin)/Samuel (Berlin)/
Heimann (Breslau)/Arnhold
(Dresden)……質問4~7に関して。

第10回会議 1892年5月18日

専門家尋問。速記録491~558頁。

Russell (Berlin)/Winterfeld (Berlin)
/Samuel (Berlin)/Alexander
(Berlin)/Heimann (Breslau) ……質
問8~14に関して。

第11回会議 1892年5月20日

専門家尋問。速記録559~621頁。

Russell (Berlin)/Keyßner (Berlin)/
Samuel (Berlin)/Alexander (Berlin)
/Winterfeld (Berlin) ……質問15~23
に関して。

第12回会議 1892年5月21日

専門家尋問。速記録623~696頁。

Favreau (Leipzig)/Hinrichsen
(Hamburg)/Bamberger (Berlin)/
Goldberger (Berlin) ……質問1~13に
関して。

第13回会議 1892年5月23日

専門家尋問。速記録697~768頁。

Hinrichsen (Hamburg)/Favreau
(Leipzig)/Goldberger (Berlin)/
Bamberger (Berlin) ……質問14~23に
関して。

第14回会議 1892年5月24日

幾人かの新聞代表者から聴取することにつ
いての決議。

新聞記者の会議への立入り不許可について
の委員会の了解。

取引所取引に関する諸文書の抜粋について
の決議。

あり得べき取引所の欠陥の除去に関する取
引所外の人々の提案の受け入れについて
の決議。

第15回会議 1892年6月13日

Dr. Boisselier の委員会への参加。

専門家リストの追加。

専門家尋問。速記録769~827頁。

Kaempff (Berlin)/v. Wilmowski
(Berlin)/v. Wallenberg=Pachaly
(Breslau)/v. Guaita(Frankfurt a.M.)
/Baer (Frankfurt a. M.) ……質問1
~7に関して。

第16回会議 1892年6月14日

専門家尋問。速記録829~901頁。

Kaempff (Berlin)/Munk (Berlin)/
v. Wilmowski (Berlin)/v. Wallenberg
=Pachaly (Breslau)/v. Guaita
(Frankfurt a. M.)/Baer (Frankfurt
a. M.)……質問8~18に関して。

第17回会議 1892年6月15日

専門家尋問。速記録903~975頁。

v. Wallenberg=Pachaly (Breslau)/
Kaempff (Berlin)/Munk (Berlin)/
v. Wilmowski (Berlin)/v. Guaita
(Frankfurt a. M.)/Baer (Frankfurt
a. M.)……質問19~23に関して。

第18回会議 1892年6月17日

専門家尋問。速記録977~1017頁。

Basch (Berlin)……全質問に関して。

第19回会議 1892年6月18日

専門家尋問。速記録1019~1093頁。

Dr. Müller-Führer (Berlin)/Wiener
(Berlin)……質問1~9に関して。

専門家リストの追加。

第20回会議 1892年6月20日

専門家尋問。速記録1095~1178頁。

Salomon (Berlin)/Schinckel
(Hamburg)/Schroeter (Königsberg)
/Finck (München)/Volkmar
(Berlin)/Munk (Berlin)/Metzler

- (Frankfurt a.M.)……質問1～6に関して。
 専門家リストの追加。
 第21回会議 1892年6月21日
 専門家尋問。速記録1179～1260頁。
 Salomon (Berlin)／Schinckel (Hamburg)／Schroeter (Königsberg)／Finck (München)／Munk (Berlin)／Metzler (Frankfurt a.M.) ……質問7～13に関して。
- 第22回会議 1892年6月22日
 専門家尋問。速記録1261～1326頁。
 Salomon (Berlin)／Schinckel (Hamburg)／Schroeter (Königsberg)／Finck (München)／Volkmar (Berlin)／Metzler (Frankfurt a.M.) ……質問14～23に関して。
- 第23回会議 1892年6月23日
 専門家尋問。速記録1327～1409頁。
 Lesse (Berlin)／v. Simson (Berlin)／Lappenberg (Hamburg)／Ladenburg (Mannheim)／Sulzbach (Frankfurt a.M.) ……質問1～19に関して。
- 第24回会議 1892年6月24日
 専門家尋問。速記録1411～1491頁。
 Lesse (Berlin)／v. Simson (Berlin)／Lappenberg (Hamburg)／Ladenburg (Mannheim)／Sulzbach (Frankfurt a.M.) ……質問19～23に関して。Kussel (Berlin) ……全質問に関して。
- 第25回会議 1892年6月28日
 専門家尋問。速記録1493～1577頁。
 Weidert (München)／v. Pflaum (Stuttgart)／Simon (Königsberg)／Goldschmidt (Frankfurt a.M.)／Maier (Frankfurt a.M.)／Lehmann (Berlin) ……質問1～7に関して。
- 第26回会議 1892年6月29日
 専門家尋問。速記録1579～1658頁。
 Weidert (München)／v. Pflaum (Stuttgart)／Simon (Königsberg)／Goldschmidt (Frankfurt a.M.)／Maier (Frankfurt a.M.)／Lehmann (Berlin) ……質問8～12に関して。
- 第27回会議 1892年6月30日
 専門家尋問。速記録1659～1727頁。
 Weidert (München)／v. Pflaum (Stuttgart)／Simon (Königsberg)／Lehmann (Berlin)／Goldschmidt (Frankfurt a.M.)／Maier (Frankfurt a.M.) ……質問13～23に関して。
- 第28回会議 1892年7月1日
 専門家尋問。速記録1729～1812頁。
 Cohnstädt (Frankfurt a.M.)／Christians (Berlin) ……質問1～9に関して。
 専門家リストの追加。
- 第29回会議 1892年7月2日
 専門家尋問。速記録1813～1884頁。
 Cohnstädt (Frankfurt a.M.)／Christians (Berlin)／Wiener (Berlin)／Müller-Führer (Berlin) ……質問10～23に関して。
 今後の報告についての決議。
- 第30回会議 1892年10月6日
 Dr. Thiel および Stengel の委員会への参加。
 専門家リストの変更。
 専門家尋問。速記録1885～1938頁。
 Königs (Cöln)／Schwartz (Berlin)／Siemens (Berlin)／Weill (Berlin) ……質問1に関して。
- 第31回会議 1892年10月7日
 専門家尋問。速記録1939～2005頁。
 Königs (Cöln)／Siemens (Berlin)／Weill (Berlin)／Schwartz (Berlin)／Gwinner (Berlin) ……質問2～12に関して。Gwinner には質問1に関しても。
- 第32回会議 1892年10月8日
 専門家尋問。速記録2007～2060頁。

- Gwinner (Berlin)/Schwartz (Berlin)
/Weill (Berlin)/Königs (Cöln)……
質問13～23に関して。
審議開始の決議。
- 第33回会議 1892年10月12日
専門家リストの変更。
第1読会の開始。質問1についての審議。
発行制度、有価証券の取引および相場建ての認可、取引所に対する国家監督、発行監督所の設立および機構について。
発行監督所の地位および発行に際しての指導の観点についての Gamp の提案。
- 第34回会議 1892年10月13日
発行制度についての審議の継続。
上記についての第1読会の結果。
売出会社の地位および責任についての Gamp の提案。
- 第35回会議 1892年10月14日
売出会社の責任についての審議。
発行制度についての Frentzel の提案。
上記についての Dr. Wiener の提案。
発行監督所の手続きについての Gamp の提案。
発行制度、有価証券の取引および相場建てについての Frentzel の提案。
- 第36回会議 1892年10月15日
発行日取引についての審議。
株式等の名目価額についての審議。
目論見書強制についての審議。
株式会社の資本金額についての審議。
上記についての Gamp の提案。
発行制度についての Kanitz 伯の提案。
- 第37回会議 1892年10月18日
証券定期取引および差額取引についての審議。
上記についての Dr. Wiener の提案。
- 第38回会議 1892年10月19日
証券定期取引および差額取引についての審議の継続。
取引所賭博に対する処罰についての審議。
- 証券定期取引の制限についての Dr. Wiener の提案 (新しい草案)。
取引所賭博についての Dr. Wiener の提案。
取引所賭博を阻止するための帝国法の構想についての Kanitz 伯の提案。
- 第39回会議 1892年10月20日
取引所取引における賭博抗弁についての審議。特に投機へのそそのかしについて。
- 第40回会議 1892年10月21日
差額取引についての尋問の再開。
質問2～8についての審議。特に株式発起についての質問。
- 第41回会議 1892年10月24日
専門家尋問。速記録2061～2130頁。
Gierth (Berlin) /van Gülpen (Emmerich)/Embden (Hamburg)/Robinow (Hamburg) ……質問1～9に関して。
- 第42回会議 1892年10月25日
専門家尋問。速記録2131～2207頁。
van Gülpen (Emmerich)/Embden (Hamburg)/Robinow (Hamburg)/Gierth (Berlin)/Joachimsthal (Berlin) ……質問10～23に関して。
- 第43回会議 1892年10月26日
専門家尋問。速記録2209～2276頁。
Joachimsthal (Berlin)/Heermann (Heilbronn)/Wilhelm (München)/Magenau (Mannheim)/Michahelles (Hamburg) ……全質問に関して。
- 第44回会議 1892年10月27日
相場=仲立人制度についての審議。
上記についての v. Huene 男の提案。
- 第45回会議 1892年10月28日
取引所の組織についての審議。
取引所の組織、取引所への入場についての Gamp の提案。
- 第46回会議 1892年10月31日
取引所の組織および取引所に対する監督についての審議の継続。

- 取引所紀律委員会についての審議。
 取引所に対する監督および名誉裁判所等についての Gamp の提案。
 上記についての Frentzel の提案。
- 第47回会議 1892年11月1日
 統計調査に関する小委員会の設置。
 発起後一定期間経過した後に株式の取引を認可することについての審議。
 取次業務についての審議。
 取次業者の自己介入についての Dr. Wiener の提案。
 自己介入および取引所価格についての Dr. Hoffmann の提案。
- 第48回会議 1892年11月2日
 取次業務についての審議の継続。
 取次業務に関する小委員会の設置。
 取次業者が備える取引所取引執行帳簿についての審議。
 背信行為に対する処罰規定についての審議。
 利益の確実な証券を取得する機会を与えることについての審議。
 いわゆる寄託に関する委員会の立場についての決議。
 取次業者の自己介入についての Huene 男の提案。
 上記についての Frentzel の提案。
 上記についての Arnim 伯の提案。
 上記についての Dr. Wiener の提案。
 背信行為に対する処罰についての Dr. Hoffmann の提案。
 証券一覧簿および登録番号についての Dr. Wiener の提案。
- 第49回会議 1893年1月12日
 v. Arnim および v. Roeder の委員会への参加。
 専門家リストの追加。
 専門家尋問。速記録2277~2320頁。
 Kochhann (Berlin)/Abel (Stettin)/Anwandt (Breslau)/v. Graß (Klanin)/Rieffel (Straßburg i. E.)/Schirlitz (Hamburg)……質問2~7に関して。
- 第50回会議 1893年1月13日
 専門家リストの追加。
 専門家尋問。速記録2321~2376頁。
 Abel (Stettin)/Anwandt (Breslau)/v. Graß (Klanin)/Kochhann (Berlin)/Rieffel (Straßburg i. E.)/Schirlitz (Hamburg)……質問7~12に関して。
- 第51回会議 1893年1月14日
 専門家尋問。速記録2377~2428頁。
 Abel (Stettin)/Anwandt (Breslau)/v. Graß (Klanin)/Kochhann (Berlin)/Rieffel (Straßburg i. E.)/Schirlitz (Hamburg)……質問13~23に関して。
- 第52回会議 1893年1月16日
 専門家尋問。速記録2429~2483頁。
 Sobernheim (Berlin)/Horwitz (Hamburg)/Ramdohr (Aschersleben)/Breuninger (München)/Werner (Neckargemünd)/Schmerfeld (Elberfeld)/Brödermann (Knegendorf)……質問2~6に関して。
 アントワープにおける穀物定期取引に関する在アントワープ帝国総領事館の報告についての通知。
- 第53回会議 1893年1月17日
 専門家尋問。速記録2485~2544頁。
 Sobernheim (Berlin)/Horwitz (Hamburg)/Ramdohr (Aschersleben)/Breuninger (München)/Brödermann (Knegendorf)/Werner (Neckargemünd)/Schmerfeld (Elberfeld)……質問7および8に関して。
- 第54回会議 1893年1月18日
 専門家尋問。速記録2545~2613頁。
 Sobernheim (Berlin)/Horwitz (Hamburg)/Ramdohr (Aschersleben)/Brödermann (Knegendorf)/Werner (Neckargemünd)/Schmerfeld

- (Elberfeld)……質問9～23に関して。
 第55回会議 1893年1月19日
 商品取引所に関する専門家尋問にかかる質問表の補足の問題についての討議。
 上記の問題に関する提案を本会議に具申するための小委員会の設置。
 専門家尋問。速記録2615～2682頁。
 Schütt (Berlin)/Dr. v. Frege (Abtnaudorf)/v. Lieres(Reppline)/Kopisch (Breslau)/Brunnckow (Stettin)/Meyer (Hameln)/Klepper (Northeim) ……質問2～7に関して。
- 第56回会議 1893年1月20日
 専門家尋問。速記録2683～2742頁。
 Dr. v. Frege (Abtnaudorf)/v. Lieres (Reppline)/Kopisch (Breslau)/Brunnckow (Stettin)/Meyer(Hameln)/Klepper (Northeim) ……質問7～13に関して。前3者には質問21に関しても。
- 第57回会議 1893年1月21日
 専門家尋問。速記録2743～2794頁。
 Schütt (Berlin)/v. Lieres (Reppline)/Kopisch (Breslau)/Brunnckow (Stettin)/Meyer (Hameln)/Klepper (Northeim) ……質問21～23および14～20に関して。
- 第58回会議 1893年1月23日
 専門家尋問。速記録2795～2852頁。
 Kühnemann (Stettin)/Freiherr v. Schorlemer (Alst)/Bauriedel (Nürnberg)/Rosenfeld (Posen)/Heuser (Duisburg)……質問2～6に関して。
- 第59回会議 1893年1月24日
 質問表の補足に関する小委員会の構想の提出。
 事実に関する詳細な討議の延期についての決議。
 専門家尋問。速記録2853～2908頁。
- Schütt (Berlin)/Damme (Danzig)/Kühnemann (Stettin)/Bauriedel (Nürnberg)/Freiherr v. Schorlemer (Alst)/Rosenfeld (Posen)/Heuser (Duisburg)……質問7に関して。
- 第60回会議 1893年1月25日
 専門家尋問。速記録2909～2964頁。
 Kühnemann (Stettin)/Damme (Danzig)/Bauriedel (Nürnberg)/Freiherr v. Schorlemer (Alst)/Rosenfeld (Posen)/Heuser(Duisburg) ……質問8～14に関して。
- 第61回会議 1893年1月26日
 質問表の補足についての討議。
 議事録に追加される「質問表補足」を今後尋問される専門家に質問表と同封して送付することについての決議。
 専門家リストの追加。
 専門家尋問。速記録2965～3003頁。
 Damme (Danzig)/Bauriedel (Nürnberg)/Rosenfeld (Posen)/Heuser (Duisburg)……質問15～23に関して。
- 第62回会議 1893年1月30日
 専門家尋問。速記録3005～3066頁。
 Meyer (Berlin)/Dr. Müller (Berlin)/Schaefer (Mainz)/Krahmann (Müllrose)/Hirsch (Mannheim)……質問2～8に関して。
- 第63回会議 1893年1月31日
 専門家尋問。速記録3067～3114頁。
 Schaefer (Mainz)/Meyer (Berlin)/Dr. Müller (Berlin)/Krahmann (Müllrose)/Hirsch (Mannheim)……質問9～23に関して。
- 第64回会議 1893年2月2日
 専門家尋問。速記録3115～3179頁。
 Eulenburg (Hamburg)/v. Tiedemann (Kranz)/Friedmann (Berlin)/Kantorowicz (Posen)/Macholl

(München)/Kantorowicz (Berlin)…
…質問2～9に関して。

第65回会議 1893年2月3日

専門家尋問。速記録3181～3238頁。

Eulenburg (Hamburg)/Kantorowicz
(Berlin)/Friedmann (Berlin)/
Macholl (München)/Kantorowicz
(Posen)……質問10～23に関して。

専門家リストの変更。

第66回会議 1893年2月6日

専門家 Heuser の尋問を機として議長に宛
てられた専門家 Sobernheim の書簡につ
いての通知。

オーストリアの立法における証券の取引所
取引の認可に対する国家承認に関する、
ならびに賭博抗弁の許容に関する外務省
の書簡についての通知。

専門家尋問。速記録3239～3299頁。

Dr. Bennecke (Athensleben)/Gerloff
(Braunschweig)/Brödermann
(Hamburg)/Rosenkranz
(Magdeburg)/Berendes (Culmsee)

……質問2～23に関して。

第67回会議 1893年2月7日

第66回会議において通知された専門家
Sobernheim の書簡についての討議。

専門家リストの変更。

専門家尋問。速記録3301～3340頁。

Molinari (Breslau)/v. Donner
(Hamburg)……質問2～23に関して。

第68回会議 1893年2月8日

専門家尋問。速記録3341～3396頁。

Haukohl (Berlin)/Hergersberg
(Berlin)/Fischer (Dresden)/Georgi
(Mylau)/Offermann (Leipzig)……質
問2～23に関して。

第69回会議 1893年2月10日

専門家尋問。速記録3397～3455頁。

Graf Mirbach (Sorquitten)/Freiherr
v. Ow (Stuttgart)/Schmidt (Löhme)

/Hagen (Sobowitz)/Deutsch

(Berlin)/Baumann (Berlin)……質問
2～8に関して。

第70回会議 1893年2月11日

専門家尋問。速記録3457～3499頁。

Schmidt (Löhme)/Hagen (Sobowitz)
/Deutsch (Berlin)/Baumann (Berlin)
/Graf Mirbach (Sorquitten)……質問
9～23に関して。

第71回会議 1893年2月13日

以下の文書の受理についての通知。

1. ベルリン商人長老会の文書（ベルリ
ン取引所における入場拒否等の統計。
ベルリン発行統計。投機証券5銘柄に
ついてのグラフ表示）。
2. Mendelssohn-Bartholdy の文書（ロ
シア証券に関する集成）。
3. デュースブルク商業会議所の文書
（ベルリン穀物取引における欠陥に関
する請願書の写し）。
4. ベルリンの商人 Ebell の文書（梳毛
定期取引に関する所見）。
5. ケルンの枢密商業顧問官 Langen の
文書（砂糖定期取引に関する所見）。
6. プレスラウの工場主 Kauffmann の
文書（綿定期取引に関する所見）。

専門家リストの変更。

専門家尋問。速記録3501～3556頁。

Dr. Fuchs (Greifswald)/Dr. Lexis
(Göttingen)……質問2～7に関して。

第72回会議 1893年2月14日

差額取引および破産に対する処罰判断につ
いての通知。

上記についての v. Tschammer 男の所見。
商品取引所に関して収集された資料の審議
およびこれ以上の専門家尋問について、
ならびに商品取引所に関してなされる諸
決議のための第二読会についての決議。
体系的な事実記録の継続。
報告者グループの編成ないし拡大。

専門家尋問。速記録3557～3604頁。

Dr. Lexis (Göttingen)/Dr. Fuchs

(Greifswald)……質問8～23に関して。

第73回会議 1893年4月10日

Dr. Gütschow の委員会への参加。

以下の文書の受理についての通知。

1. v. Tschammer 男およびシュレーゼン農業中央団体の穀物取引に関する2つの所見。
2. ケルンの商業顧問官 Michels, ヘルリンの商人 Landsberg, 同 Ebell およびプレーメンの Bischoff & Co. の梳毛定期取引に関する4つの所見。
3. パリおよびロンドンにおける穀物定期取引に関する当該総領事館の報告。
4. van den Wyngaertにあずけられた商品定期取引に従事するロンドン商人の幾つかの手紙。
5. フランスにおける「有価証券の取引所外取引の濫用の防止」および「詐欺的新聞広告の刑事訴追」に関する法案。
6. van den Wyngaertに宛てられた専門家 Heuser (Duisburg) の書簡(専門家 Kühnemann の非難に対する抗議)の写し。
7. 専門家 Meyer (Hameln) にあずけられたベルリン商人長老会の小麦および穀粉検査に関する報告。

統計調査に関する小委員会の作業の立場についての議長の報告。

商品取引所における定期取引についての審議。定期取引の必要性、定期取引と実物取引との関係、公衆に対する取引所賭博への参加のそそのかし、定期取引の利点、アウトサイダーの締出し等について。

質問2～7および8～13についての商品取引にかかわる Gamp の提案。

第74回会議 1893年4月11日

外国有価証券の保管に関する法案についての通知。

ドイツ農業評議会から提出された穀物の重量に関する幾つかの印刷文書についての通知。

外務省から提出されたスペインの取引所税に関する資料についての通知。

商品定期取引についての審議の継続。特にアウトサイダー、取引所登記について。

商品定期取引についての Dr. Wiener の報告および提案。

第75回会議 1893年4月12日

商品定期取引についての審議の継続。

Dr. Hoffmann の提案。

取引所登記の導入についての決議。

v. Huene男, Arnim伯, v. Arnim, Kanitz 伯, v. Roeder, van den Wyngaert の提案。

v. Huene 男の暫定提案。

第76回会議 1893年4月13日

商品定期取引についての審議の継続。プレミアム取引について。

名誉裁判によって処罰すべき行為、受渡適格に関する標準の明細。

質問2～7についての商品取引にかかわる Dr. Wiener の提案。

質問8についての商品取引にかかわる

Arnim伯, v. Arnim, v. Huene男, van den Wyngaert の提案。

第77回会議 1893年4月14日

質問7についての Dr. Wiener の提案。

商品定期取引についての審議の継続。受渡不適格品の引渡し、引渡しのための受渡品質の確認について。

ベルリンの新規の結約書において修正された規定に関する委員会の了解。

第78回会議 1893年4月17日

委員会の審議の公表の可否に関する帝国宰相の問い合わせに対して、目下かかる公表を望ましいものとはみなさない旨の議長の報告。

商品定期取引についての審議の継続。清算

- 金庫、取引所価格の確定、仲立人制度、証拠金について。
清算金庫についての Dr. Schmoller の提案。
上記についての Dr. Wiener, Dr. Cohn の提案。
清算金庫を通じた価格確定および仲立人任用についての Gamp の提案。
商法典第 353 条の意味における「取引所価格」の概念に関する Gamp の命題についての審議。
仲立人制度についての審議。
上記についての v. Huene 男, Gamp の提案。
- 第79回会議 1893年 4月18日
穀物に関する「標準」についての審議。
上記についての Arnim 伯等の提案。
受渡可能性についての審議。
採決。
- 第80回会議 1893年 4月19日
Dr. Klügmann の委員会への参加。
受渡可能性についての審議の継続。解約告知について。
解約告知についての 4 つの提案。
採決。
解約告知に際してのその他の欠陥についての審議。
採決。
商品取引所の組織についての審議。
上記についての Gamp および Arnim 伯等の提案。
採決およびその他の決議。
- 第81回会議 1893年 4月20日。
取引所登記についての審議。登録手続き、登録料について。
採決。
商品取引所の組織についての再審議。
上記についての v. Roeder 等の提案。
採決。
取引所登記についての Dr. Wiener の提案。
商品取引所の組織についての Dr. Wiener, v. Roeder の提案。
- 第82回会議 1893年 4月24日
相場 = 仲立人制度についての審議。
Gamp, Dr. Wiener, Frentzel, v. Huene 男の提案。
Dr. Wiener の追加提案。
Mendelssohn-Bartholdy の追加提案。
- 第83回会議 1893年 4月25日
相場 = 仲立人制度についての審議の継続。
上記についての v. Arnim, Gamp の提案。
修正提案および採決。
取引数量の確定および公表についての審議。
採決。
相場建ての方法の統一についての審議。
取次業務についての審議。
上記についての v. Roeder, 小委員会の提案。
採決。
- 第84回会議 1893年 4月26日
Kanitz 伯がその報告を担当していただきたいいわゆる「反オプション法案(anti-option-bill)」に関する資料の受理についての通知。
清算金庫に関する専門家 van Gülpen 等の請願についての通知。
上記についての討議および決議。
取次業務についての審議の継続。
議長によるその他の提案。
Gamp の提案。採決。
その他の採決。
証券取引所に関する諸決議のうち第 1 読会において未処理となっている問題および提案についての審議および決議。
- 第85回会議 1893年 4月27日
取次業務についての審議の継続。取次業者の抵当権について。
上記についての Dr. Wiener の提案。
信頼し得る証券を調達するための広範な機会について。
上記についての Dr. Cohn の報告および提案。
採決。

取引所登記の証券取引への拡張についての審議。

採決。

「定期取引」概念の定義についての提案および審議。

編集委員会における譴責、任命。

文書による所見の扱いについての決議。

第86回会議 1893年5月10日

以下の文書の受理についての通知。

1. ハンブルクに関する印紙税統計。
2. 穀物の受渡可能性に関する van den Wyngaert の所見。
3. 2つの匿名の所見。
4. Frentzel および Mendelssohn-Bartholdy の所見。

諸決議のための第2読会の開始。

取引所規則の管轄についての審議、採決。

取引所規則の内容についての審議、採決。

政府委員についての審議、採決。

取引所紀律およびその取扱いについての審議、採決。

清算金庫についての審議、採決。

第2読会に関する編集委員会の提案（資料の編成について）

第87回会議 1893年5月12日

発行制度についての審議。

発行監督所および審査委員会の創設についての Kanitz 伯の提案。

上記についての Gamp の提案。

採決。

その他の提案および審議。とくに目論見書強制について。

上記についての Diffené, v. Auer の提案。

発行監督所の手続きについて、取引の認可の効果について。

上記についての Gamp, Dr. Wiener の提案。採決。

第88回会議 1893年5月13日

スペインにおける取引所税の構想についての通知。

新株の取引認可の時点についての審議および決議。

株式資本金額、個々の株券の最低金額についての審議。

採決。

発行日取引についての審議および決議。

売出会社の責任についての審議および決議。

採決。

上記についての Mendelssohn-Bartholdy, Arnim 伯の提案。

最終採決。

「定期取引」概念の定義についての審議。

上記についての v. Cuny, Arnim 伯, Klügmann, Dr. Wiener, Frentzel, Gamp, Diffené の提案。

採決。

第89回会議 1893年5月15日

プレミアム取引についての審議。

商品定期取引についての審議。

上記についての Gamp の提案、採決。

定期取引の相場建てについての Frentzel の提案。

商品に関する取引所登記についての審議。

証券取引へのその拡張についての Kanitz 伯の提案、採決。

受渡品質、解約告知制度についての審議。

取引所賭博に対する処罰についての審議。

第90回会議 1893年5月16日

ブランデンブルク商工会議所における取引所制度の欠陥に関する審理についての通知。

仲立人制度および相場確定、「早朝市場」についての審議。

上記についての Mendelssohn-Bartholdy の提案。

強制退去、ヤミ統制についての Arnim 伯の提案。

取次業務についての審議。

相場および価格算定についての Gamp の提案、採決。

<p>自己介入についての Diffené の提案。 取次業者が使用する商業帳簿についての審議。 上記についての Dr. Wiener の提案, 採決。 Frentzel の意見表明。 第91回会議 1893年5月17日。 取次業者の抵当権についての Dr. Wiener の提案, 採決。Dr. Wiener の提案。 信頼し得る有価証券の調達の簡便化についての審議。 上記についての Dr. Cohn の提案, 採決。 いわゆる「寄託法案」についての申し合せ。 決議事項。 上記についての Dr. Wiener の提案。</p>	<p>報告書の作成についての決議。 第92回会議 1893年11月10日 審議の議事録の公表についての提案, 討議, 決議。 資料の利用についての提案, 討議, 決議。 統計調査の継続についての Arnim 伯の提案。 報告書についての審議。 第93回会議 1893年11月11日 報告書についての審議の継続。 株式制度の改革についての Arnim 伯の提案。 審議終了。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1表 取引所アンケート委員会委員

Name.	Stand.	Wohnort.
Dr. jur. Koch. (Vorsitzender.)	Präsident des Reichsbank=Directoriums, Mitglied des Preußischen Herrenhauses und Kronsyndikus.	Berlin.
Gamp. (Stellvertreter des Vorsitzenden.)	Königlich preußischer Geheimer Ober-Regierungsrath und vortragender Rath im Ministerium für Handel und Gewerbe.	Berlin.
Graf Arnim=Muskau. von Arnim. ¹⁾	Legationsrath, Mitglied des Reichstags. Rittergutsbesitzer, Rittmeister a. D..	Schloß Muskau (Oberlausitz). Güterberg bei Straßburg (Uckermark).
von Auer.	Justizrath, Reichsrath der Krone Bayern, Direktor der Bayerischen Hypotheken-und Wechselbank.	München.
Graf Behr.	Königlicher Landrath, Mitglied des Reichstags und des Abgeordnetenhauses.	Greifswald.
Dr. Boisselier. ²⁾	Syndikus der Handelskammer.	Bremen.
Dr. Gustav Cohn.	Ordentlicher Professor der Staatswissenschaften an der Georg Augustus-Universität.	Göttingen.
Dr. von Cuny.	Königlich preußischer Geheimer Justizrath, ordentlicher Honorar=Professor der Rechte und Mitglied der Hauptverwaltung der Staatsschulden, Mitglied des Reichstags und des Abgeordneten-hauses.	Berlin.
Diffené.	Geheimer Kommerzienrath und Generalkonsul, Mitglied der badischen Ersten Kammer.	Mannheim.
Fehling.	Senator.	Lübeck.

Frentzel.	Geheimer Kommerzienrath, Präsident des Aeltesten=Kollegiums der Kaufmannschaft.	Berlin.
Dr. Gütschow. ³⁾	Sekretär der Handelskammer.	Hamburg.
Heuschkel.	Kommerzienrath, Direktor der sächsischen Bank.	Dresden.
Dr. Hoffmann.	Kaiserlicher Geheimer Ober=Regierungsrath, vortragender Rath im Reichs=Justizamt.	Berlin.
Freiherr von Hoiningen, genannt Huene.	Rittergutsbesitzer, Major a.D., Mitglied des Staatsraths, des Reichstags und des Abgeordnetenhauses.	Groß=Mahlendorf, Kreis Falkenberg, O.=Schl.
Dr. von Jobst.	Geheimer Hofrath, Vorsitzender der Handels=und Gewerbekammer.	Stuttgart.
Dr. Jürgens.	Sekretär der Handelskammer.	Hamburg.
Graf von Kanitz.	Königlicher Kammerherr, Rittmeister a.D..	auf Podangen, Ostpr.
Dr. Klügmann. ⁴⁾	Senator, Bevollmächtigter zum Bundesrath.	Lübeck.
von Koenen.	Königlich preußischer Geheimer Ober=Finanzrath, Mitglied der Generaldirektion der Seehandlungs=Sozietät.	Berlin.
Lürmann.	Königlich bayerischer Generalkonsul, Mitglied der Handelskammer.	Bremen.
Mendelssohn=Bartholdy.	Geheimer Kommerzienrath, Königlich dänischer Generalkonsul, Aeltester der Kaufmannschaft.	Berlin.
von Roeder. ⁵⁾	Landrath a.D. und Rittergutsbesitzer.	Ober=Ellguth bei Tschirnau.
Dr. Schmoller	Ordentlicher Professor der Staatswissenschaften an der Berliner Universität, Mitglied des Staatsraths und der Akademie der Wissenschaften.	Berlin.
Stengel. ⁶⁾	Fabrikbesitzer, Konsul a.D..	Staßfurt.
Dr. Thiel. ⁷⁾	Geheimer Ober=Regierungsrath und vortragender Rath im Ministerium für Landwirthschaft, Domänen und Forsten.	Berlin.
Dr. jur. Wentzel.	Königlich preußischer Geheimer Regierungsrath, vortragender Rath im landwirthschaftl. Ministerium.	Berlin.
Dr. Wiener.	Kaiserlicher Senatspräsident am Reichsgericht.	Leipzig.
Dr. Witte. ⁸⁾	Senator.	Rostock.
van den Wyngaert, Jos.	Vorsitzender des Verbandes deutscher Müller.	Berlin.
Schriftführer :		
Eschenbach.	Königlich preußischer Gerichts=Assessor.	Berlin.
Endemann.	Königlich preußischer Gerichts=Assessor.	Berlin.

- 1) Mitglied seit 26. Oktober 1892.
- 2) Seit 5. Mai 1892 an Stelle des Generalkonsul Lürmann.
- 3) Seit 5. April 1893 an Stelle des Dr. Jürgens.
- 4) Seit 18. April 1893 an Stelle des Senator Fehling.
- 5) Mitglied seit 26. Oktober 1892.
- 6) Mitglied seit 4. Oktober 1892.
- 7) Mitglied seit 4. Oktober 1892.
- 8) Gestorben am 31. Juli 1893.

第2表 取引所アンケート委員会尋問対象者

Name.	Stand.	Wohnort.
Abel.	Kommerzienrath, Bankier, in Firma Wm. Schlutow (Bank und Getreide).	Stettin.
Alexander.	Direktor des Berliner Makler-Vereins.	Berlin.
Anwandt.	In Firma S. C. Anwandt (Mühlenindustrie).	Breslau.
Arnhold.	Bankier, in Firma Gebrüder Arnhold.	Dresden.
Baer.	Prokurist des Bankhauses von Erlanger & Söhne.	Frankfurt a. M.
Bamberger.	Bankier, in Firma L. M. Bamberger.	Berlin.
Dr. Basch.	Redakteur der Nationalzeitung.	Berlin.
Baumann.	Vereid. Waaren- und Produkten-Makler (Getreide).	Berlin.
Bauriedel.	Kunstmühle, Teigwaren und Oblatenfabrik (Mühlenindustrie).	Nürnberg.
Benary.	Agent der Reichsbank und vereideter Makler.	Berlin.
Dr. Bennecke.	Amtsath, in Firma H. Bennecke & Sohn (Zucker).	Athensleben b. Staßfurt.
Berendes.	Fabrik-Direktor (Zucker).	Culmsee.
Breuninger.	In Firma Geist & Breuninger (Mühlenindustrie).	München.
Brödermann.	Gutsbesitzer (Landwirthschaft).	Knegendorf.
Brödermann.	In Firma Elmenhorst & Brödermann (Zucker).	Hamburg.
Brunnckow.	Direktor der Stettiner Walzmühle (Mühlenindustrie).	Stettin.
Christians.	Redakteur des Deutschen Oekonomist.	Berlin.
Cohnstaedt.	Redakteur der Frankfurter Zeitung.	Frankfurt a. M.
Damme.	Geheimer Kommerzienrath, Vorsitzender des Vorsteheramts der Kaufmannschaft (Getreide).	Danzig.
Deutsch.	Getreide-Malz- und Landesprodukte (Getreide).	Berlin.
von Donner.	In Firma Conrad Hinrich Donner (Zucker).	Hamburg.
Embden.	Makler, in Firma Embden & Drishaus (Kaffee).	Hamburg.
Eulenburg.	Spiritus, Sprit u. für Konsum und Export (Spiritus).	Hamburg.
Favreau.	Direktor der Allgemeinen Deutschen Credit-Anstalt.	Leipzig.
Finck.	Kommerzienrath, Bankier, in Firma Merck, Finck & Co..	München.
Fischer.	Kommerzienrath, Fabrikbesitzer, in Firma Creutznach & Scheller (Textilbranche).	Dresden.
Dr. von Frege.	Rittergutsbesitzer und Mitglied des Reichstages (Landwirthschaft).	Abtnaudorf.
Friedmann.	In Firma Gebr. Friedmann, Dampfspritfabrik (Spiritus).	Berlin.
Dr. Fuchs.	Professor der Staatswissenschaften.	Greifswald.
Georgi.	Handelskammer-Präsident, Direktor der Mylauer Wollkämmerei Georgi & Co. (Textilbranche).	Mylau.
Gerloff.	In Firma Vibrans & Gerloff (Zucker).	Braunschweig.

Gierth.	In Firma Naetebus & Co., Kolonialwaaren en gros (Kaffee).	Berlin.
Goldberger, Ldw. Max.	Kommerzienrath.	Berlin.
Goldschmidt, Marcus. von Graß-Klanin.	Bankier, in Firma Moritz B. Goldschmidt. Mitglied des Herrenhauses, Rittergutsbesitzer (Landwirthschaft).	Frankfurt a. M. Klanin bei Groß-Starsin. Frankfurt a. M.
von Guaita.	Kommerzienrath, Bankier.	Emmerich.
van Gülpen.	In Firma Lensing & van Gülpen (Kaffee).	Berlin.
Gwinner.	Bankier, in Firma Arthur Gwinner & Co.	Sobbowitz, Kreis Dirschau.
Hagen.	Amtsraith, Domänenpächter und Gutsbesitzer (Landwirthschaft).	Berlin.
Haukohl.	In Firma Gustav Ebell & Co., Wollgeschäft (Textilbranche).	Heilbronn.
Heermann.	Kommerzienrath, in Firma Joh. Gottfr. Goppelt (Kaffee).	Breslau.
Heimann.	Geheimer Kommerzienrath, in Firma E. Heimann.	Berlin.
Hergersberg.	Kommerzienrath, in Firma Hergersberg & Co., Wollgeschäft (Textilbranche).	Duisburg.
Heuser.	In Firma Gebrüder Heuser (Getreide).	Hamburg.
Hinrichsen.	Bankier, stellvertretender Vorsitzender der Handelskammer, in Firma Hardy & Hinrichsen.	Mannheim.
Hirsch.	In Firma Jacob Hirsch & Söhne (Getreide).	Hamburg.
Horwitz.	Direktor der Waaren-Kreditanstalt (Getreide).	Berlin.
Joachimsthal.	In Firma Joachimsthal & Co., Roh-Kaffee en gros Import (Kaffee).	Berlin.
Kaempf.	Stadtrath a. D. und Direktor der Bank für Handel und Industrie.	Berlin.
Kantorowicz.	Spiritus- und Produkten-Kommissions-Geschäft (Spiritus).	Posen.
Kantorowicz.	In Firma Isidor Kantorowicz (Spiritus).	Berlin.
Keyßner.	Kammergerichtsraith.	bei Northeim.
Klepper.	Direktor der Ruhme-Mühle (Mühlenindustrie).	Berlin.
Kochhann.	Stadtrath, in Firma Gebr. Kochhann, Bank- und Produkten-Kommissions-Geschäft (Getreide).	Cöln.
Königs.	Direktor des A. Schaaffhausenschen Bank-Vereins.	Berlin.
Kopetzky.	Bankier, in Firma Kopetzky u. Comp., Bankgeschäft.	Breslau.
Kopisch.	Stadtrath, in Firma Gustav Kopisch (Getreide).	Müllrose.
Krahmann.	Prokurist der Firma Ad. Schmidt (Mühlenindustrie).	Stettin.
Kühnemann.	In Firma Otto Kühnemann (Getreide).	Berlin.
Kussel.	Bankier, in Firma Bernh. Friedmann & Co.	Mannheim.
Ladenburg.	Kommerzienrath, Bankier, in Firma Ladenburg & Söhne.	Hamburg.
Lappenberg.	Bankier, in Firma F. Lappenberg.	Berlin.
Lehmann.	Vereid. Wechsel-, Fonds- und Geldmakler.	Breslau.
Leonhard.	Bankier, in Firma J. L. Landsberger.	Berlin.
Lesse.	Justizrath, Rechtsanwalt und Notar.	

Dr. Lexis. von Lieres und Wilkau. Macholl.	Ordentlicher Professor der Staatswissenschaften. Rittmeister a. D., Rittergutsbesitzer (Landwirthschaft). In Firma Utzschneidersche Spiritus-, Liqueur- und Essig-Fabrik Gebr. Macholl (Spiritus).	Göttingen. Reppline bei Rothsürben. München.
Magenau. Gust. Maier.	In Firma Magenau, Schnitzer & Stepf(Kaffee). Früher in Firma Bankkommandite Gustav Maier & Co..	Mannheim. Frankfurt a. M.
Metzler.	Stadtrath, Bankier, Mitglied der Handelskammer und des Abgeordnetenhauses, in Firma Benj. Metzler sel. Sohn u. Cons..	Frankfurt a. M.
Meyer. Meyer. Michahelles. Graf von Mirbach.	Früher vereid. Makler (Getreide). Mühlenbesitzer (Mühlenindustrie). In Firma Gebrüder Michahelles (Kaffee). Rittergutsbesitzer, Mitglied des Herrenhauses und des Reichstags (Landwirthschaft).	Berlin. Hameln. Hamburg. Sorquitten.
Molinari.	Geheimer Kommerzienrath, Vorsitzender der Handelskammer, in Firma J. Molinari & Söhne (Zucker).	Breslau.
Dr. Müller. Dr. Traugott Müller.	Redakteur der Neuen Preußischen Zeitung. Generalsekretär des deutschen Landwirthschaftsraths.	Berlin. Berlin.
Munk. Offermann.	Landgerichtsrath. Konsul, Direktor der Leipziger Wollkämmerei (Textilbranche).	Berlin. Leipzig.
Freiherr von Ow. von Pflaum.	Regierungs-Direktor (Landwirthschaft). Geheimer Kommerzienrath und Generalkonsul, Bankier.	Stuttgart. Stuttgart.
Ramdohr. Rieffel. Robinow.	Stadtrath, in Firma Gustav Ramdohr (Getreide). Sekretär der Straßburger Waarenbörse(Getreide). In Firma Siegmund Robinow & Sohn, Allgemeines Waarengeschäft (Kaffee).	Aschersleben. Straßburg i. Els. Hamburg.
Rosenfeld.	Kommerzienrath, in Firma M. W. Rosenfeld (Getreide).	Posen.
Rosenkranz. Russell.	In Firma Rosenkranz & Co. (Zucker). Generalkonsul, Geschäftsinhaber der Diskonto-Gesellschaft.	Magdeburg. Berlin.
Salomon.	Bankier, in Firma Emil Salomon junior, Bankgeschäft.	Berlin.
Samuel.	Bankier, in Firma Jacquier und Securius, Bank-und Wechselgeschäft.	Berlin.
Schaefer. Schinckel. Schirlitz. Schmerfeld. Schmidt.	Dampfmühlenbesitzer (Mühlenindustrie). Direktor der Norddeutschen Bank in Hamburg. In Firma Lattmann & Schirlitz (Getreide). In Firma Gebr. Schmerfeld (Getreide). Amtsrath (Landwirthschaft).	Mainz. Hamburg. Hamburg. Elberfeld. Löhme bei Bernau.

Dr. Freiherr von Schorlemer=Alst. Schroeter.	Rittergutsbesitzer, Mitglied des Herrenhauses (Landwirtschaft).	Alst bei Münster.
	Geheimer Kommerzienrath, Vorsitzender des Vorsteheramts der Kaufmannschaft.	Königsberg i. Pr.
Schütt. Schwartz.	Dampfmühlenbesitzer (Mühlenindustrie).	Berlin.
	Bankier, in Firma Robert Warschauer & Co., Bankgeschäft.	Berlin.
Dr. Siemens. Dr. Simon. von Simson. Sobernheim.	Direktor der Deutschen Bank.	Berlin.
	Bankier.	Königsberg i. Pr.
	Rechtsanwalt und Justizrath.	Berlin.
	In Firma Gebrüder Sobernheim, Getreide=, Rüböl= und Spiritus=Kommissionsgeschäft (Getreide).	Berlin.
Sulzbach. von Tiedemann=Kranz.	Bankier, in Firma Gebrüder Sulzbach.	Frankfurt a. M.
	Königlicher Kammerherr, Rittergutsbesitzer, Mitglied des Abgeordnetenhauses (Landwirtschaft).	Kranz bei Bomst.
Volkmar. von Wallenberg= Pachaly.	Kammergerichtsrath.	Berlin.
	Bankier, in Firma G. v. Pachaly's Enkel.	Breslau.
Weidert.	Kommerzienrath, Bankier, Firma Gutleben & Weidert.	München.
Weill.	Direktor der Deutschen Genossenschaftsbank Sörgel, Parrisius & Co..	Berlin.
Werner.	Mühlenbesitzer, in Firma Werner & Nicola (Mühlenindustrie).	Neckargemünd.
Wiener. Wilhelm.	Redakteur des „Berliner Tageblatt“.	Berlin.
	Kommerzienrath, in Firma Franz Kathreiners Nachfolger (Kaffee).	München.
Dr. von Wilmowski. Winterfeld.	Geheimer Justizrath.	Berlin.
	Justizrath, Geschäftsinhaber der Berliner Handelsgesellschaft.	Berlin.
Wolde.	Bankier, in Firma J. Schultze & Wolde.	Bremen.

〔2〕 質問表

1. 証券の取引所取引ないし相場建ての認可に関する諸規定、とりわけ一定の条件の充足とくに証券の各種類に応じた所定の内容の目論見書が要求される諸規定は適切であるか。

あるいは、変更ないし補足の規定が必要な点はあるか。例えば次の点について。

a) 認可の際に国家官庁(いかなる)が関与すべきか。

b) 外国証券の取引および相場建ての認可
は個々の証券の最低総額を考慮してなされるべきか。

c) 株式の認可に関して、従来原則的に大
取引所において要求されている最低資本
金額は引上げられるべきか。

d) 株式の認可に関して、目論見書に商法
典第210条第1項に示された諸契約が付
け加えられるべきか。

e) 株式の認可は商業登記簿への会社の登

録後一定期間の経過を考慮してなされるべきか。

- f) 取引所において取引されるあらゆる証券——株式だけでなく（商法典第180条a, 213条b, 249条a第2項を参照）——について、目論見書の内容に関する広告の義務を法的に導入すべきか、あるいは厳しくすべきか。
- g) 目論見書の中に、売出者がその証券を引受けた価格が示されるべきか。
- h) 目論見書強制を次のものにまで広げることは望ましいか。すなわち、
- 1) あらゆる借換、
 - 2) 増資。
- i) 目論見書の新聞紙上への掲載ないし公示と証券の取引所での売出との間に一定の期間をおくべきか。

[jは欠]

- k) 発行日取引は少なくとも割当あるいは引受の前については禁止されるべきか。

2. 証券および商品の各種類について、定期取引を各取引所に導入させるに至らしたものはいかなる事実によるものか。

3. 定期取引には主にいかなる営業集団が、あるいはいかなる階級が関与しているか。そして、定期取引はそれらの人々にとって経済的な必要性を満たしているか、またいかなる利点をもたらしているか。

4. 定期取引には弊害（激しい価格変動、買煽り、在庫の抱え込み、公衆の取引所賭博へのそそのかし等）が結びついているか。

5. 上記の弊害は当該品目が（現金による）即時受渡しによってのみ扱われる場合には全くあるいは部分的にしか生じないか。

6. 定期取引を制限すること、例えば一定の商品あるいは一定の種類の証券（工業株、銀行株、鉱山証券等）について全面的に禁止すること、あるいは取引および相場建ての認可を一定の条件——例えば発行される証券の最低資本金額——に、あるいは国家官庁によ

る承認にもとづいて行なうことは望ましいか。

7. 定期取引と単なる差額取引（取引所賭博）とを区別するメルクマールは存在するか（存在するとすればいかなるものか）。差額取引について、法的な規定によって次のように規制することは望ましいか。すなわち、

- a) 差額取引は無効である、あるいは請求することができない。
- b) aの規定は私人（例えば商業使用人、商業登記簿に登録されていないあらゆる会社および個人、あるいは狭く限定して——その場合いかなる——）とによるすべての定期取引について適用される。
- c) プレミアム取引（買方特権付取引、売方特権付取引、二重選択取引、倍加特権付取引等）は無効である、あるいは請求することができない。
- d) 差額取引（破産条例第210条第1項を参照）は処罰される。
- e) 他人の軽率や未経験を故意に利用して定期取引を締結した者あるいはそそのかした者は処罰される。
- f) 差額取引についてのいわゆる取引所税は引上げる。

8. 種々の取引所施設において実施されている受渡条件、例えば商品の品質あるいは重量、証券の受渡可能性、強制執行、仲裁裁判所服従義務等のそれぞれが公安を害するものであることは明白か。その場合、かかる条件を廃止するかあるいは無力化するにはどうしたらよいか。

9. 定期取引の締結および清算を簡便化するための諸制度（清算金庫、決算金庫、解約事務所、証券振替、清算所等）において、公安を害する欠陥は明白か。いかにすればそれらを除去できるか。例えば国家的統制にもとづく交換所——当事者双方は一定の保証金（証拠金）を供託するものとする——によって。

10. 各取引所施設において実施されている

定期取引および現金取引についての相場確定の際の手續きはその目的にとって十分であるか、あるいは改善が必要か。その場合いかなる点について。

11. ドイツのすべての取引所について統一的な相場 = 価格建てを採用することは望ましいか。

12. 穀物に関して可能な限り統一的な価格建てを行なうことは望ましいか。

13. 相場確定に協力する仲立人は当該取引に関与しない、と特別に定められているか。

そのために自己の計算による売買取引の禁止（商法典第69条第1項）は厳守されているか。それはうまく行なわれているか。

自己の計算による売買取引を仲立人に代って形式上引受けるいわゆる藁人形（傀儡）の制度を有効に防ぐことはできるか。

仲立人は「計算書」を留保することなく契約当事者の名前を即刻仲立人日記帳および結約書に記入する（商法典第72、73条）、ということではできるかぎり尊重されなければならないか。仲立営業は独占的な権利と強力な統制を受けた公的義務とを有する固有の公認営業に立ちもどるべきか。あるいは仲立営業は自由とし、別の仕方でも（その場合いかなる）適正な相場確定を行なうべきか。

14. いわゆる仲立人銀行の存在および営業から公安を害する弊害は生じているか。かかる弊害にいかに対処しているか。

15. 取引所への入場の認可あるいはその拒否についての取引所規則の規定は修正されるべきか。この認可は特に推薦あるいは身元保証にもとづくべきか。支払停止となっていた人についての認可は、当該者は罪なくかかる状態に陥った旨の証明に、あるいは当該者のすべての債務が弁済された旨の証明にのみもとづくべきか。取引所の団体組織化は改革への道であるか。

16. 名誉裁判の手續きはさらに改善されるべきか（名誉裁判所の設置、その組織および

手續き）。

17. 特定の国家機関（国家委員会）に取引所の監督を任せるべきか。その場合、かかる機関にいかなる機能を委任すべきか。

18. 有害な広告、偽りの風評の報道や流布による公衆への故意のそそのかしを防ぐために、いかなる対策が望まれるか。

特に、株式について定められた処罰規定（商法典第249条d第1、2項）はその他の証券にまで、さらに商品取引にまで上げられるべきか。

19. 取引所と取引所の外との間の仲介（取次業務等）の際に、証券および商品についての投機に関していかなる欠陥が生じているか。かかる欠陥についていかなる除去策が望まれるか。

20. 特に、信頼し得る内国証券の調達については、調達のための公的な金庫がその委託を受けるという方法によって簡便にすべきか。

21. 取次人が自己を契約相手方とするための条件（商法典第376条）は、この規定の濫用とりわけ委託者の費用にもとづく投機を防ぐのに実際のところ十分なものであるか。

あるいはむしろ自己介入権から弊害が生じているか。つまり、ドイツにおける従来の自己取引と委託取引との結合を無視して、定期取引あるいは取引全般について自己介入権をさらに制限あるいは全面的に廃止することは適切であるか。

22. 取次人の法的な抵当権（商法典第374、375条）は、制限あるいは全面的に廃止すべきか。

23. 確定日受渡取引の法的な条件あるいは効果（商法典第357条第1～3項）は、欠陥を防ぐために修正すべきか。いかなる点について。

補足（第61回会議において）

4について。「在庫の抱え込み」の次に、「強制退去、ヤミ統制」を挿入。

7について。「いかなるものか」の次に、

「例えば、契約当事者の一方が職業上あるいは営業上の立場にある」を挿入。

7のb)について。「いかなる」の次に、「そして、正当な売買取引活動に対する私人の概念は立法による有効な形態によって確定されるべきか。その場合どのように」を挿入。

7についてさらに次の諸点が考慮される。すなわち、

定期取引には非経済的な信用供与——きわめて少額の払込みによる、あるいは払込みを全く伴わない売買取引——が、とりわけ私人の場合に結びついているか。

上記の弊害を除去するためにイギリス=アメリカの制度——例えば、当事者双方による前払金および追加金——の導入は望ましいか。

定期取引の認可を職業上あるいは営業上定期取引を必要とする人々についてのみに制限することは、むしろその利点あるいは欠点を惹起させることになるか。かかる認可の制限は特に取引所賭博およびそれへのそそのかしを防ぐか。

取引所取引を締結するために代理人を派遣したり任用することによる、そしていわゆる「固定任用」による欠陥は明白か。いかにしてかかる欠陥を除去するか。

8について。穀物についてのみ、事前に受渡可能性を検査する旨の告知を行なうことを認めることは望ましいか。

受渡しの際、受渡可能な商品によって低品質を補填することは認められるべきか。

商品の誇大な告知が行なわれるという濫用は実際に生じているか。

定期取引は、このところみられる売買取引清算の可能性によって、特に弱気投機に利用されているか。

告知された穀物の受渡可能性を判定するための委員会に、農業者および製粉業者も選任されることは望ましいか。

長期ないし2ヶ月の定期取引の廃止は望ましいか。

幾つかの標準物の採用は望ましいか。あるいは、毎年国内産の作柄を考慮に入れて受渡可能条件を設定することが望ましいか。かかる条件の設定はいかにして実施されるべきか。国内に入った外国産穀物については、この制度はいかなる扱いとなるか。

10について。特に、いわゆる相場に「下駄をはかせる」ことを防ぐために、そして取次執行時点の推定の基準とするために、取引所取引時間は、その都度価格の公的確定を行なう幾つかの区分とすることは望ましいか。

全ての取引が時刻、価格、締結数量、契約者名について「相場帳」に記録されるという形のイギリス=アメリカの制度を採用することは望ましいか。

上記に対応する相場表の確定を採用することは望ましいか。

19について。いわゆる「契約解除」を求める解約告知による欠陥は明白か。

21について。委託執行を通知する際に、契約相手方が取次人であるかあるいは自営商人であるかを明確にさせる規定は望ましいか。

常に自己を契約相手方とする旨の一般的な取決めは認められないと明言すべきか。

自己を契約相手方とする場合にも取次口銭についての法律の適用は望ましいか。

〔3〕 報告書および添付文書

「取引所アンケート委員会報告書」(190頁)

「取引所アンケート委員会の提言A（報告書の体系について）」(18頁)

「取引所アンケート委員会の提言B（立法上および行政法上の見地について）」(18頁)

「否決あるいは撤回された提案ならびに採決一覧」(77頁)

「会議記録」(32頁)

「取次業務に関する小委員会議事録」(28頁)

「統計調査に関する小委員会議事録」(15頁)

「ドイツおよび諸外国の主要取引所」(133頁)

「専門家尋問速記録」(3604頁)

「同上補遺：梳毛および綿の定期取引に関する7つの所見」(18頁)

「専門家尋問速記録諸索引」(246頁)

「統計・資料，(内容)前文／序論(G. Schmoller)／21銀行の取引諸条件／ベルリン取引所上場有価証券一覧(1882～1892年)／フランクフルト a. M. 取引所上場有価証券一覧(1882～1892年)／ハンブルク取引所上場有価証券一覧(1880～1892年)／イギリスの発行に関する統計／主要国の発行に関する統計／ドイツの有価証券発行摘要集成(1883～1892年)／ベルリン取引所において取引されているロシア国債および鉄道債集成，ならびに発行相場・1893年2月10日付相場の報告／株式会社統計(1884年6月18日帝国法施行～1892年末)／株式会社設立統計／ベルリン，フランクフルト a. M. およびハンブルク各税務当局において印紙が付された外国有価証券一覧についての論評／ベルリン，フランクフルト a. M. およびハンブルク各税務当局において印紙貼付のために提出された外国有価証券の額面金額一覧(1882ないし1885～1892年に当該取引所に公式に上場されたもの)／ハンブルク税務管区において印紙貼付のために提出された外国有価証券のうち当該取引所に公式に上場されずに取引されているものに関する一覧／いわゆる「取引所税」収入についての論評および一覧／ドイツの銀行および工業株の相場価格(1878～1892年)／幾つかの有価証券の月末相場価格(1868～1892年)／ベルリン，フランクフルト a. M.，ハンブルク，パリおよびロンドンにおいて同時に取引・相場建てされている有価証券集成／ベルリン取引所におけるライ麦価格のグラフ表示についての論評／ベルリンのライ麦取引における投機活動(1850～1867年)に関する統計調査／ベルリンの穀物取引における投機活動

(1850～1890年)／アメリカ合衆国第52議会における農産物の取引所取引の改革(反オプシオン法案)に関する審議についての報告／受渡可能告知穀物の問題について／受渡可能告知穀物についての論評／コーヒー価格のグラフ表示についての論評／ハンブルクにおける精製コーヒー価格(1845～1892年)／梳毛価格のグラフ表示についての論評／ドイツの清算金庫統計について／ドイツの主要取引所における入場者および入場拒否に関する統計／ベルリン取引所の公式相場表に相場建てされた有価証券一覧(1870～1892年)／ベルリン地区の住民数および取引所取引関係会社・従事者数一覧(1870～1893年)／グラフ表示：5大取引所有価証券相場(1886～1892年)，ベルリン取引所ライ麦価格(1873～1892年)，ハンブルクにおける良質サントスコffee価格(1880～1892年毎土曜日)，砂糖定期取引平均価格(1888～1891年)，砂糖価格(1886～1891年毎8月)，ライプツィヒにおける梳毛価格(1876年)」(XXVI+45+396頁+6葉)

III 取引所アンケート委員会の決議

[以下は Bericht und Beschlüsse der Börsen-Enquête-Commission, Berlin 1894のうち冒頭に収められている Beschlüsse の部分(1～22頁)を訳出したものである。これは委員会によって帝国宰相に提出された報告書および添付文書のうちのひとつ Zusammenstellung der Vorschläge der Börsen-Enquete-Kommission. A. (Nach der Systematik des Berichts geordnet.) と同じ内容のものである。]

I 取引所の法的地位と組織

1. 取引所に対する監督

取引所設立の認可，取引所規則の認可ないし公布，ならびに取引所に対する監督の権利および義務は各邦政府に存する。

邦政府は，取引所に対する直接的な監督を



ドイツ帝国取引所所在地（1896年6月22日現在）

商業諸機関（商業会議所，商人団体）に委任する権限を有する。

2. 取引所規則の必須内容

各取引所に関して次の規定を定めた取引所規則が公布される。

- (1) 取引所管理およびその機関，
- (2) 取引所取引の対象として認められる売買取引部門，
- (3) 取引所への入場が認められる人およびその認可の条件，
- (4) 価格・相場建ての方法。

(2)に関しては，連邦参議院は全般的な命令を公布する権限を有する。

3. 取引所に入場する人の認可

A 全般的な認可の条件

1) 取引所で取引の対象とされる商品についての売買取引を営む者は，取引所へ認可の申請を行なう。

2) 1で示された売買取引を円滑に行なう必要上から入場しようとする者（営業補助者，公証人，新聞社から派遣された者，年少の商人）は，邦監督官庁によって定められた条件にもとづいて，取引所への入場の認可が与えられる。さらに，その職責から取引所に通う者にも与えられる。この認可は，当該者の職業上の取引所での業務が終了したならば，取消される。

3) 商業使用人は，1によって取引所への入場が認可された人からその人の取引所での売買取引の実行を委任されている場合に限り，取引所への入場が認可される。商業使用人は，取引所において，営業主の名においてかつ営業主のための売買取引のみを締結することが認められる。

認可の申請は必ず営業主によって提出される。

B 認可の申請, 認可

1) 取引所への入場の認可についての申請は、書面によって提出される。かつ、それは最低3年間当該取引所に所属している少なくとも3人の保証人によって推薦されていなければならない。

取引所当局は、必要と認める場合には、保証人に対して保証金を要求する権限を有する。

2) 申請を受理した後、その申請は保証人の名前を付して取引所での掲示によって、1週間取引所入場者に告知される。この期間が経過した後、取引所当局は申請に関して決定を下す。その後、保証人は、綿密な調査の後に取引所への受入れと同業者としての尊重とにふさわしい人物を引受ける旨の宣言を文書によって行なう。

認可の申請が否決された場合には、否決後6ヶ月以内に再申請をすることはできない。

取引所入場者に対して少なくとも3ヶ月の期限で除名が決定された場合には、保証人は推薦の際に取引所への受入れと同業者としての尊重とに値しない事実を知っていたかどうか、あるいは商人としての綿密な調査および推薦によって負わされる保証人としての義務の遂行の際にかかる事実を知っていなければならなかったかどうか、ということが同時に審査される。こうした事態の場合には、保証人に対して紀律上の処罰が加えられる。種々の紀律上の処罰の他に、保証人となる資格を永久的にあるいは一時的に剝奪するという決定がなされる。保証と除名との間に5年が経過している場合には、保証人に対する刑事訴追はなされない。

取引所当局による認可申請についての決定は、邦監督官庁への抗告の基礎となる。

C 取引所への入場の権利の取消し

取引所への入場の権利の永久的あるいは一時的取消しの事由としては、ベルリン取引所改正規則第5条第1項、第2項第1～4号に示されている事由があげられる。さらに、次

の規定が付け加えられる。すなわち、

取消しの期間は、単純な破産を理由とする処罰の場合には、取引所当局によって決定される。

支払不能の状態に陥っているか、あるいは認可の条件が満たされなくなっている者については、取引所当局が申請にもとづいて入場を再認可するまで、取引所への入場は拒否される。

4. 取引所紀律

A 総説

取引所に対する直接的な監督を委任された機関は、取引所内の紀律強制を実行する。当該機関は、取引所における秩序と売買取引との維持を強制する命令を定める権限と義務を有する。

B 取引所紀律委員会の管轄

各取引所に紀律委員会が設けられる。取引所紀律委員会は、取引所における態度や売買取引によって、商人としての名誉を傷つけた、あるいは同じ身分の人の尊重を汚すといった罰せられるべき行為をなした取引所入場者を処罰する。

C 特に罰せられるべき行為

- (1) 相場・価格への不当な介入、特に仮装売買、強制退去、ヤミ統制および虚偽の評判の流布。
- (2) 謝礼を受けて、新聞紙上の意見や発言をもって一定の企てを有利にあるいは不利にさせる、あるいは押え込むこと。
- (3) 商人としての態度に反するような売買取引の条件を使用すること。
- (4) IIの8に示されている理由によって損害賠償義務の根拠とされるような態度を売出者がとること。
- (5) 売買取引業務からはずれて、取引所投機への挑発を、名誉ある商人として不適切な仕方で行なうこと。その挑発が挑発者自身によってなされようと、

代理人・手紙・広告・新聞による宣伝によってなされようと、いずれにしても。

- (6) 営業主の同意なく商業使用人および商業奉公人が取引所取引を締結すること。同様に、公的機関の経理担当者が当該機関の同意なく、この経理担当者の地位による知識により、かつ当事者あるいはその親族の自己の財産の管理にとって必要な範囲での売買取引であることを示す特別な根拠なしに、取引所取引を締結すること。
- (7) 他人に頼らなければならない、経済的に貧弱な状態にある者、あるいは通常、売買取引業務に取引所投機取引の締結を必要としない者が、その経済的状态からみて著しく不釣り合いな規模での取引所投機取引を、通常必要とされる注意深さを示すならばこの状態がわかるにもかかわらず、締結すること。

- (8) 解約告知に際して解約告知者が、その商品が引渡可能な品質条件と一致していないという事実を知っているかあるいは知っているべきであるにもかかわらず、契約外の商品を幾度も利用すること。同様に、商品が存在しない状態でのあらゆる解約告知ならびにあらゆる偽装による解約告知。

D 取引所紀律委員会の構成

取引所紀律委員会は、

- (1) 取引所に対する監督が商業諸機関（商業会議所、長老会等）に委任されている場合には、その監督当局の構成員あるいは選出された委員によって構成される。
- (2) 取引所に対する直接的な監督が邦官庁によって行なわれる場合には、取引所入場者あるいは取引所理事会によって選出された者によって構成される。

E 政府監督官

邦政府は監督官を任じる。監督官に対しては、あらゆる審理の開始あるいは却下に関する決定についての報告が行なわれる。

監督官は、審理の開始を要求することができる。この要求ならびに監督官によって提出されたあらゆる証拠申請は受理されなければならない。

F 諸手続き

紀律委員会が判決の準備のために1人あるいは複数の委員に予審の執行を任せると場合には、当該委員は、証人を非宣誓によって尋問する権限を有する。

監督官はすべての審理に出席する権利を有する。

被疑者あるいは監督官が申し出ない限り、紀律委員会の諸手続きは公表されない。

取引所紀律委員会は、証人および専門家を召喚し尋問する権限を有する。

被疑者は、弁護人による補佐を利用する権利を有する。

G 処罰

紀律委員会は、訓戒、懲戒、取引所からの一時除名および永久除名の判決を下すことが認められる。さらに委員会は、その判決がいかなる仕方で公表されるべきかについて決定することができる。判決に対する上訴はない。

H 被疑者の名誉回復のための釈明

紀律委員会は、審理を通じて、起訴の理由とされた事実の誤認が証明された場合あるいは被疑者のとった行為が商人としての名誉を傷つけてはいないとみなされた場合には、名誉回復のための釈明の機会を与え、さらにその公告を決定する権限を有する。

I 官庁への報告義務

官庁は、取引所に対する監督を委任した機関に、紀律に関する懲罰の基礎となる取引所入場者の行為について監督官に報告することを義務づける権限を有する。

5. 取引所仲裁裁判所

取引所仲裁裁判所は、両当事者のうち一方

が当該取引所に所属していないか、あるいは請求提起の時点で、当該仲裁裁判所の判決に服さないことが明らかな場合には、契約締結の際の合意を考慮せず、権利紛争に関する判決を下すことを控えるものとする。

6. 清算所

金銭の支払いと引換えに受渡契約の履行を保証する施設（清算所等）は、それが私人あるいは私的団体によって設立・管理される場合には、売買取引の仕組や管理との関係上、当該取引所当局の監督に従うものとする。

相場・価格の確定、相場・価格建てを行なう者の任用は、取引所当局の協力と責任のもとにおいてのみ、この施設に委任されることが認められる。

II 発行制度、有価証券の取引・相場建ての認可

1. 総説

連邦参議院は、有価証券の取引所取引および相場建ての認可を帝国全体について統一する規則を定める権限を有する。

認可されていない有価証券についての売買取引は、公的な相場建てからも、その他の取引所施設の利便の享受からも排除される。同様に、認可されていない有価証券についての売買取引は、相場仲立人（IVの1を参照）による仲介が認められない。

2. 発行監督所の構成

新規に発行・売出される有価証券の認可は（委員会等の）構成員によって審査される。発行監督所では、売出者＝銀行の利害とならんで公共の、とりわけ有価証券を購入する公衆の利害が擁護される。後者の代表者は政府によって承認されなければならない。

3. 発行監督所の地位

発行監督所は次の権利および義務を有する。

- (1) 発行される有価証券に関する基礎資料となる文書の提出を要求し、かつその文書を審査すること。

- (2) 発行される有価証券の評価のために不可欠な事実上および法律上のあらゆる事情を、公衆が可能な限り知るように配慮すること。かつ、資料が不完全な場合には発行を認可しないこと。

- (3) 著しく公共の利害が損われる場合あるいは明らかに公衆からの不当な利得が生じる場合には、発行を認可しないこと。

発行監督所は、理由を示すことなく、それぞれの発行を拒否することができる。

4. 認可の基準

- 1) 発行の際には、ドイツ帝国国債および邦債を除き、必ず目論見書が提出・公表される。

地方自治体および地方自治体によって設立された信用機関については、邦政府は、目論見書の提出義務を免除することができる。

ベルリン取引所において用いられている「指導準則」は、上述した3の(3)で示されている発行の認可が否決される場合における発行監督所の権利と義務とが明確にされるならば、全般的に有価証券の認可についての原則の確定に関する有効な基準であると思われる。

- 2) 「指導準則」は審査の有効な原則として適用されるが、次の点については特に修正を要する。すなわち、

- (1) 発行される外国の有価証券に関しては元金とならんで利子についても国内に支払場所が設けられていること。
- (2) 外貨建の場合には、発行される有価証券は可能な限りドイツの対価が表示されていること。
- (3) 最近の予算についての公告の他に、直近3ケ年の決算における主要な業績についての報告が必要であること。
- (4) 「指導準則」のII a 3の第2項で認められている例外は廃止されること。「指導準則」のII a 5, VI 5, VIII 4は、これらの各項で認められている例外が

邦による保証にもとづくものであるとするならば、その財政事情が一般によく知られているとみなされる場合にのみ認められる、という方向でもって修正されること。

- (5) 外国の有価証券の場合には、元利金に関する時効期限の申告が例外なく必要であること。

5. 発行監督所についての諸手続き

認可の申請は、売出者の名称、上場名簿に記載された有価証券の発行総額および種類をもって、取引所に掲示・公告される。

発行監督所は、必要と認める場合には、売出会社と当該債券債務者との間で締結された契約の呈示を要求する権限を有する。

6日の経過後、発行監督所は、当該発行について申し立てられた異議等の判断にもとづいて認可についての決定を下す。

認可の申請を否決した場合には、発行監督所は、事情に応じて理由の報告を付して、他のドイツの取引所——そこでは状況に応じて当該有価証券は上場され得る——の理事会に通知を行なう。これらの取引所のうちのひとつにおいて、上場認可の申請がなされた場合には、認可を否決した発行監督所の承諾のもとでのみ、その申請は認められる。認可された場合には、目論見書が取引所における掲示および新聞紙上での公告によって周知される。

外国の公債、債券、抵当証券あるいは株式の場合、売出者は、その発行を申請している有価証券が同時にドイツの別の取引所に対しても認可申請されていることを知っている場合には、その旨を発行監督所に申し出なければならない。その場合、発行監督所はただちに当該取引所と連絡をとらなければならない、かつこれら関係取引所は、他の取引所の判断が知られる前には認可を行なうことはできない。ひとつの取引所の発行監督所が認可を否決した場合には、その否決した発行監督所

がその否決を撤回するまでは、当該有価証券はその他の取引所においても認可されない。

6. 発行日取引

有価証券が募集に出される場合には、その応募者への割当ての終了前には、当該有価証券は取引所で取引されることも、また公的なあるいは機械によって作成される私的な相場表ないし相場記事に相場が建てられることも認められない。この禁止の厳守は有効な紀律対策をもって確保される。この禁止に反して売買取引が締結された場合には、その売買取引は取引所施設の協力から排除される。

7. 特別規定

1) 株式会社に組織変更された企業の株式の取引所取引についての認可は、商業登記簿への会社の登録後1年以内には行なわれない。

この規定は、鉄道会社には適用されない。

特別な場合には、この期限は邦監督官庁によって適切に短縮され得る。

2) 発行監督所によって株式の認可に関する資本金の最低額が定められる。それについて以下の通り提案する。

- a ベルリン取引所 300万マルク、
- b フランクフルト a. M. 取引所、ハンブルク取引所 200万マルク、
- c その他の取引所 50万マルク。

これらの最低資本金額を引下げることが認められない。

3) 目論見書強制は次のものにも適用される。

- a あらゆる増資、
- b あらゆる借換、
- c 会社の資産状態の本質的な変更となる場合の減資。

借換に関しては、全ての点について上述の諸規定が適用される。それに加え、借換用の目論見書は、その借換によってそれまでの条件と比べて、どの程度それまでの安全性が変更あるいは減少されるか、ということについて

て明確に示されていなければならない。

8. 売出会社の責任

有価証券の取引所取引の認可のひとつの根拠とされる、有価証券の評価のための目論見書において、重要な事項が不正確であるか、あるいは重要な事実が欠落しているために不完全である場合には、当該有価証券を上場名簿に掲載した者は、その不正確あるいは不完全を知っていたかあるいはそれらについて故意に記載事項の十分な審査を怠ったために知らないままでいたかのいずれにおいても、当該有価証券のその後の取得者に対して、その有価証券についてなされた記載事項と相違する事態から生じた損失について責任を負うものとする。賠償義務は、目論見書の記載が第三者に原因があるとみなされるだけでは回避されない。ただし、有価証券を取得する際に、その賠償を請求する側で明らかにされた事態について、注意深い人であれば、目論見書の記述にかかわらず本当の事実を知るか、あるいは取得を決定する際に、その記述を取るにたりないものとみなしていたにちがいない、という場合には、賠償義務は回避される。

賠償義務者は、取得者がその取得に対して支出した金額の支払いと引換えに有価証券を引取るという仕方以外の方法による賠償を拒否することができる。

賠償の請求は、当該有価証券の取引所取引の認可から5年間をもって時効となる。

契約にもとづく請求に関する民事法上の規定は、上述の規定とは関係しない。

Ⅲ 定期取引

1. 定期取引および定期相場建ての認可

連邦参議院は、取引所における定期取引を、特定の有価証券あるいは商品について禁止するあるいは一定の条件にもとづかせる権限を有する。

A 有価証券

1) 有価証券の定期取引および公的な定期

相場建ての認可については、今後、全ての取引所において、認可されるべき有価証券の最低資本金額を2,000万マルクとする。

2) 有価証券の定期取引の認可に関して、さらに、取引所当局によって次の原則が全ての取引所について適用される。

取引所における揭示および新聞紙上での公告を通じて、公衆に対して認可の決定が周知される。

認可は、すでに相当の期間当該有価証券について規則的に定期取引が行なわれていることを前提とする。審査は、その前提に加え、認可に関する取引所取引の利害に他の重要な経済的利害が対立するかどうかについて行なわれる。

認可以前には、たとえ相場仲立人に当該有価証券の取引についての関与が認められているとしても、公的な定期相場建ては行なわれない。

外国の取引所施設において取引が行なわれない内国の銀行株式および鉄道株式については、工業株式と同様に、認可の決定は、Ⅱの2に定められた発行監督所の構成員によって行なわれる。認可の決定は、この場合、3分の2の賛成を必要とする。工業株式については、3分の1の請求により、当該有価証券に関する国内工業企業の役員ならびにその他の専門家（当該工業部門が所属する同業組合の役員）が、認可に先立って聴取される。

成立した認可は、その認可を管轄する官庁の決定によって、重要な定期取引の停止あるいはその他の重大な事由により、いつでも取消され得る。

認可が否決された後、他の取引所において否決の時点から6ヶ月の期間の経過前に認可がなされることは、その否決が単に必要記載事項の不備によるものでない限り、できない。

3) 目論見書強制にもとづかない有価証券については、上述の定期取引の認可に関する

規定は適用されない。

4) 現在取引所において定期取引が行なわれている証券に関しては、邦政府は、上述の全般的原則の適用について経過的規定を定めるものとする。

B 商品

商品の取引所における定期取引の認可に先立って、またこの定期取引に関する全般的条件の確定に先立って、帝国宰相によってそれぞれ個別的に召集される関係産業部門ならびに一般的利害の代表者による委員会が、専門家の意見として諮問される。

C 不認可の効果

取引所における定期取引の認可を否決された有価証券あるいは商品については、取引所で定期取引を行なうことは認められない。さらに定期価格についての公的なあるいは機械によって作成される私的な相場表も認められない。

連邦参議院ならびに認可当局は、認可申請がなされていないにもかかわらず定期取引が行なわれている場合には、上述の効果をもって取引所での定期取引を禁止する権限を有する。

2. 商品定期取引に関する登記

商品についての定期取引の締結に関する法的な資格を得ようとする者は、名前、身分、居住地について登記を行なう必要がある。登記は、商事裁判所において、当該裁判所管区内に居住地あるいは営業地を有する、定期取引の能力を持つ者について行なわれる。

商品についての取引所定期取引とは、特定の受渡期日にもとづいた、あるいは特定の受渡期限をともなった、商品に関する買入行為あるいはその他の調達行為が、取引所当局によって定期取引に関して定められた売買取引条件にもとづいて締結され、かつ当該取引所で締結されるこの方法による売買取引に関して定期価格の確定が公的機関の関与のもとに行なわれる場合、のことをいう。

登記に関しては、商法典第12条第2項が適用される。

登記に先立ち500マルクの登録手数料が納付される。翌年以後は、1暦年ごとに登録を更新する際に、1年につき100マルクの登録手数料が納付される。

申請の権利は処分能力を有する全ての者に与えられる。親権の下にある者は父親の同意が必要である。商店の女主人以外の既婚女性は夫の同意が必要である。未成年者は、商業登記に商人として登録されている場合に限る。取引所登記に登録されることが認められる。

登録希望者は、登録申請を商事裁判所に、本人自らが行なうか、あるいは裁判所ないし公証人による審査を通じた公正証書をもって提出する。第三者による必要な同意についても同様である。申請において、申請者は商品についての取引所定期取引の締結に関する資格が付与されることを希望する旨の宣言を行なうものとする。

成立した登録はその全内容について、商事裁判所によって、商業登記における登録に関する商法典第14条の規定にしたがって、特定の公共的な新聞および必ず「帝国官報」に遅滞なく公告される。

登録の抹消は、登録者の申請にもとづいて申請が出されたその暦年末に行なわれる。申請は、商事裁判所に申請者本人によって行なわれるか、あるいは公正証書の形式によって提出される。翌年の登録手数料が当年の最後から2番目の月末までに納付されない場合には、公的手続きをもって暦年末に抹消が行なわれる。各商事裁判所は、暦年の開始とともに1月1日現在において有効に登録されている者についての一覧表を作成する。ベルリン市地区を管轄する商事裁判所は、その年の1月31日までに、その他の商事裁判所からそれぞれの一覧表の送付を受け、その受理の後、遅滞なく総合一覧表を作成し「帝国官報」に

よって公表する。この一覧表は一揃ベルリン取引所理事会に送付され、同取引所ではこの一覧表を公共的な閲覧に供するものとする。

総合一覧表が「帝国官報」に掲載された後3ヶ月の期間が経過するまでは、抹消のために一覧表に記載されていない者は、第三者に対してなお登録されているものとみなされる。

売買取引締結の時点に、登記に登録されていないか、あるいは上段の規定によってもなお登録されているとはみなされない者による商品についての取引所定期取引は、法的な効果を有しない。定期取引の締結を目的とする注文の委託あるいは受託についても同様である。法的無効性は、保証についての承認および債務の承認についても及ぶ。売買取引の清算のためになされた給付の返還を請求することはできない。

上段の規定は、これらの行為が国外で行なわれた場合にも適用される。ただし、居住地あるいは営業地が国外にのみある者については適用されない。

3. 商業登記への登録についての義務

当局の指導にしたがって、証券についての取引所取引を（営業として）継続し、単に一時的に行なうのではない者は、商人として商業登記に登録することが望ましい。

4. 受渡物件の品質、解約告知制度

1) 取引所において定期でもって受渡しされる穀物の受渡物件品質の確定にあたっては、商人の利害だけではなく、国内の当該商品の消費者の利害、さらに当該商品が国内でも生産されているとすれば、国内生産物への全般的な影響もが考慮されるものとする。

2) ドイツの取引所において定期でもって受渡しされる穀物の受渡物件品質は、適宜、帝国宰相によって任命される委員会によって検査されるものとする。委員会は、帝国あるいは邦官吏が委員長をつとめ、商業、製粉業および農業の代表者によって構成される。

3) 商品の受渡可能性の評価に関して取引所に設けられる専門委員会では、国内生産者（農業者、酒精業者等）、国内消費者、加工業者（製粉業者、コーヒー取引業者、紡績業者等）の代表者による協力が行なわれる。常にこれらの協力が十分に果たされるとは限らないので、取引所専門委員会の決定に対する統制が、少なくとも、取引所当局あるいは邦機関の事後審査によって行なわれる。

必要な一層詳細な規定は、取引所規則によって定められるものとする。

4) 商品の受渡可能性の検査が解約告知の前に行なわれ得るような規則が可能な限り定められるべきである。受渡不可能な商品による告知がなされた場合には、買手は、専門家によって査定された価値でもって引取る権利を有する。

5) 契約書の条件でもって、期間満了時に契約外の商品が告知された場合には、効果としては、受渡しを行なっていないものとみなされる。この結果、買手は補償売買の権利を有することとなる。

5. 取引所賭博

1) 利益を図る目的をもって、他人を、その軽卒あるいは未経験を利用して、取引所に上場されている証券に関して、その人の生業には属さないような売買取引の締結にそそのかした者は、その売買取引の量がそそのかされた人の経済的存在を危険にするものであることを知っているか、あるいはそうなることを予想しなければならない場合には、6ヶ月以下の禁錮および1万マルク以下の罰金に処せられる。

また、利益を図る目的をもって、他人の未経験を利用して、自己あるいは第三者との間に売買取引を締結した者は、その売買取引の量が契約相手方の経済的存在を危険にするものであることを知っているか、あるいはそうなることを予想しなければならない場合には、同様の処罰が行なわれる。

そそのかしが常習的に行なわれている場合には禁錮は1ヶ月以下にはならず、さらに罰金は2万マルクまで課せられる。公民権を剝奪することもできる。

2) 1の第2段の規定に反して締結された売買取引は請求権の根拠にはならない。

1の第1段において処罰の対象とされるそそのかしによって締結された売買取引からは、そそのかされた者とそそのかした者との間の請求権は生じない。そそのかされた者と第三者との間についても、後者がそそのかしを知っているか、あるいは、そそのかしが後者の業務上の商業使用人によって、またはこの方法での売買取引の仲介の委託によって引き起こされている場合には、同様に、請求権は生じない。

この売買取引にもとづいて給付された金額は返還を請求することができる。売買取引の清算のために給付された金額の返還請求の権利は、履行(給付)の日から2年をもって時効となる。

3) 取引所に上場されている証券についての定期取引および商品についての取引所における定期取引に関する差額請求に対する抗弁は、証券あるいは商品の受渡しによる履行は契約によって行なわれないということを根拠としては、なされ得ない。

4) 邦司法当局が検察に対して特に次の点を厳命することは適切であると思われる。すなわち、支払停止——破産条例第210条第1項——に際しての差額取引の訴追のために、当該管区内で起きている破産事件に特別の注意をはらうこと。差額取引による経済的崩壊の事態についての情報収集に関しては、差額取引が破産に結びついていない場合においても、適切な注意をはらうこと。ならびに、検察は、債務者に対して差額取引への機会を与えている者による違法行為が罰せられるべきことは帝国裁判所判決——刑事事件帝国裁判所裁定第16巻277頁、刑事事件帝国裁判所判

決第10巻487頁——によって示されているという点に注意しなければならないこと。

IV 仲立人制度と相場確定

異なった規定を定めることについての邦の立法権を留保条件として、次の原則が一般に適用されるものとする。

1) 有価証券および商品についての取引所価格の公的な確定は、現物取引に関しても定期取引に関しても、取引所当局およびその機関によって行なわれる。その際に、協力のために、仲立人のうちから特別の補助者(相場仲立人)が選出される。相場仲立人は取引所当局の規律に服する。相場仲立人は、取引所機関の推薦にもとづいて邦官庁によって、比較的短い期間を定めて任命される。相場仲立人は宣誓を求められる。その解任は取引所理事会の提案にもとづいて邦官庁によって行なわれる。

相場仲立人による価格が取引所価格として確定される。それは、実際には、取引全体のうちの一部の売買取引状況に対応するものであり、それによって、商品についての一般価格が示される。

2) 上記の補助者以外の者によって仲介された、あるいは仲介なしに取引所において締結された売買取引は、仲介者あるいは契約当事者のうちの一方の申告にもとづいて取引所の帳簿に記録される。申告が行なわれない場合には、それらの売買取引は相場建ての際に考慮に入れられず、また取引所施設の利便を享受することができない。

3) 相場仲立人は、引受けた注文の執行上やむを得ない場合に限り、自己の計算による売買取引が認められるものとする。この規定の遵守のために、取引所規則は一層詳細な規定を定めるものとする。

相場仲立人は、その他の点に関しては、商法典第69条第2～6号、第17～75条、第80条に規定されている義務を負う。商法典第1篇

第7章は、そこに含まれている私法上の規定を除いて廃止される。

4) 商事仲立人に関する商法典第311, 343, 348, 354, 357, 365, 387 の各条は、相場仲立人にも適用される。

個々の価格にともなう数量——これは公的な相場建ての基準となる——の確定およびその公表は、定期取引の商品については必ず、その他の商品および有価証券については必要な限りにおいて、行なわれるものとする。

締結成立に即応して一定の時間内に相場が建てられるよう、この時間は、個々の締結の時点で可能な限り申告を受けるために、小さく区切られた時間単位に分割される。

連邦参議院は、相場建てに必要な統一(商品の相場建ての基礎となる数量の統一、証券の相場建ての標準となる慣習の統一)を図る規定を公布するものとする。

商法典第249条d第2項に定められた処罰規定は、取引所に上場されているその他の証券ならびに商品についても適用される。

V 取次業務

A 商法典第376条の適切な変更によって取次人の自己介入に関しては次の規定が適用されるものとする。

1) (現行第376条第1項に代えて) 公的な機関の協力のもとに確定される取引所価格ないし市場価格を有する商品、手形および有価証券の購入あるいは売却を目的とする取次においては、売買取引締結の注文は、委託者が特に指示しない限り、取次人は購入すべき商品を取次人が自ら売手として引渡す、あるいは売却すべき商品を取次人が買手として引受けることを義務づけられるという方法をもって執行される。

2) (第376条第2項に代えて) 上記の注文の執行においては、購入あるいは売却の締結に関する通知を行なう取次人の義務は、請求価格について注文の執行時における取引所

価格ないし市場価格が遵守されているということの証明に限定される。取次人は通常の手数料を受取る権利を有し、かつ取次業務の際に通常生じるその他の経費を請求することができる。

3) 取引所あるいは市場が開設されている時間内には、幾つもの取引所価格ないし市場価格が存在するが、取次人がその遵守を証明する取引所価格ないし市場価格は、取次人が注文の執行通知を委託者への郵送を目的として発送する時点で存在する価格である。取引所あるいは市場の開設時間内に執行された注文について、その執行通知が取引所あるいは市場の取引終了後に発送される場合には、終了の時点で存在する価格か、あるいは、委託者にとって一層有利な場合に限り、取引所あるいは市場の全ての取引所価格あるいは市場価格から算出される平均価格が採用される。当該取引所の仕組にしたがって、取引所あるいは市場が開設されている間に何回か単一価格が確定される場合には、委託者から請求された平均価格の算定に関しては、これらの単一価格だけが利用される。

4) 委託者は、注文が一層有利な価格でもって執行され得たということを証明するならば、勘定に入れられるべき価格としてその一層有利な価格を請求する権利を有する。

5) 取次人が、執行通知の発送前に、引受けた別の注文によって第三者との売買取引を、委託者に通知される価格よりも有利な価格でもって、取引所あるいは市場において締結した場合には、その一層有利な価格が委託者にも適用される。

上記の規定は、契約によって変更されてはならない。

6) 取次人が、注文の執行通知の際に、自己介入は行なわれなかったことを明言しない場合には、注文の執行は、取次人の自己介入によって行なわれたものとみなされる。

注文が自己介入によって執行されたかある

いは委託者の計算にもとづく第三者との締結によって執行されたかについての明言を、執行通知日以後に延期することを認めることは法的に無効である。

7) (第376条第3項に代えて) 注文が自己介入によって執行されたとみなされず、取次人が注文の執行通知とともに購入者あるいは売却者としての相手方の名前を通知しない場合には、委託者は取次人を、通知された売買取引の履行に関して法的責任を負う者とみなす権利を有する。

B 取引所価格ないし市場価格を有する商品および有価証券の場合、(商法典第311条あるいは) 契約によって、取次人は裁判所による手続きなしで債務を履行することができるとしても、この履行は、商法典第312条第1項の場合を除き、第311条に定められた売渡しの方法によって行なわれるものとする。その際、取次人は、公認の売渡し期限日においてのみ購入者となり得る。

C 取引所価格ないし市場価格を有する商品、手形、有価証券の購入あるいは売却についての注文を引受けた場合、次のような特別な明細書は、取次人によって作成される法的な商業帳簿のひとつである。すなわち、この明細書には、特定の方法による売買取引についての個々の注文が記載されさらに、当該商品、手形あるいは有価証券についてこの売買

取引の注文に応じるために取次人によって締結された売買取引が、締結価格ならびに第三者である契約者に関する事項について記載される。明細書によって、締結された売買取引のうちどれが、ある一人の発注者の計算にもとづく注文の執行によって締結されたものか、注文のうちどれが相殺によって処理されたか、そして個々の注文についていかなる価格でもって自己介入が行なわれたか、が明らかにされる。明細書への記載は、就業日の営業終了後、当日中に行なわれ、記載日が付される。取次人との間の訴訟の過程において、委託者は、争点に関する証拠を示すものとして、この明細書の呈示を要求することができる。

D 営業として、第三者から法的行為としての締結の注文を引受ける者は、故意に違法な利益を図ることを目的として、発注者に損失をもたらした場合には、背信行為(刑法典第266条)によって処罰される。 [以上]

追記 本稿作成にあたって利用した取引所アンケート委員会報告書等は東京大学経済学部図書室所蔵のもの(全6巻)である。利用に際しては菅山真次氏が格別の便宜を図って下さった。記して感謝の意を表します。